三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘三毛
十四年を超え三十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘四毛
十五年を超え三十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百八十三号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月三十日　第四十二号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般財団法人日本清涼飲料検査協会　東京都港区芝浦二丁目十七番十三号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　炭酸飲料、果実飲料及び豆乳類

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月十日　第三十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　果実飲料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び台湾
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

○農林水産省告示第百八十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第二十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　ドレッシング、風味調味料、乾燥スープ、パン粉及びそしゃく配慮食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

○農林水産省告示第百八十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月十日　第三十五号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本果汁協会　東京都港区芝大門一丁目十番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　果実飲料
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内及び台湾
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都港区芝大門一丁目十番一号全国たばこビル三階

○農林水産省告示第百八十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成三十年三月一日　第二十七号
二　登録認定機関の名称及び住所
　一般社団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　ドレッシング、風味調味料、乾燥スープ、パン粉及びそしゃく配慮食品
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

○農林水産省告示第百八十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

I　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26276号
2　品種登録の年月日　平成30年1月16日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　新之助（しんのすけ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　新潟県
　新潟県新潟市中央区新光町4番地1
7　出願公表の年月日　平成28年2月26日

II　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）